

引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る
建築基準法第 48 条の規定に基づく包括許可基準

平成 30 年 2 月 7 日
浜松市建築審査会

1 趣旨

次の基準に該当する引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場（以下「工場」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）第 48 条第 5 項から第 7 項まで、第 9 項及び第 10 項までのただし書の規定に基づき、特定行政庁が各項のただし書に定める環境又は利便を害するおそれがないと認め、浜松市建築審査会の同意を得たものとして、許可することができるものとする。

2 基準

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域内に存在する既存の工場であって、次の各号の条件をすべて満たすものであること。

- ア 平成 22 年 9 月 10 日付け国住指第 2263 号及び国住街第 78 号「引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場に係る建築基準法用途規制違反への対応及び同法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」＜別添 1＞に定める「火災安全性の確保の観点からの引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の安全対策に関する技術的基準」のすべてを満たすこと。
- イ 工場の規模については、その敷地が存在する用途地域によって、次に定める条件を満たすこと。
 - (ア) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあつては、作業場の床面積が 50 m²を超えないこと。
 - (イ) 近隣商業地域及び商業地域にあつては、作業場の床面積が 150 m²を超えないこと。
- ウ 法第 48 条第 15 項に基づく公開による意見の聴取において、利害関係人から合理的な主張に基づく反対意見がないこと。

3 建築審査会への報告

この基準による許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る計画を報告しなければならない。

また、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

4 適用期間

この基準は、平成 34 年 9 月 30 日までに許可申請がなされたものに適用する。

附則

この基準は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基準は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。